

事 務 連 絡

令和3年8月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種促進のための支援事業の実績報告について

令和3年7月27日付け医政発 0727 第16号・健発 0727 第4号・薬生発 0727 第6号「「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」（以下「事業実施要綱」という。）にて、職域接種促進のための支援についてお示ししたところです。

今般、当該支援の対象となる中小企業及び大学等から都道府県への実績報告の方法について、別紙1のとおりお示ししますので、関係者へ周知していただくとともに、各都道府県においては、別紙2に示すとおり中小企業及び大学等へ支援事業を実施するようお願いいたします。

別紙 1（中小企業及び大学等向け）

中小企業及び大学等から都道府県への申請について

○支援対象

職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当する場合、本事業の支援を受けることが出来る。

- ① 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体（以下「中小企業等」という。）を事務局として共同実施するもの
- ② 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

○支援対象事業者

中小企業及び大学等（中小企業等においては、複数の企業で構成した団体の事務局）

○申請先

中小企業及び大学等が所在する都道府県

○支援の上限額

都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援（事業実施要綱の「(21)ウ(ア)大規模接種会場の設置等」）において対象となる経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助

○申請に当たっての提出物

- ・ 別紙で示す実績報告書（※）
- ・ その他、対象経費等を報告する書類等は、都道府県の取り決めによる

※ 実績報告書の作成について、現在、VRSの活用も踏まえた方法を検討中であり、詳細については追ってお示しする。

○申請及び交付の時期

別途、都道府県との取り決めによる。

○その他補足

- ・ 本支援の対象は、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業及び大学等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。

ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、

①外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している

②職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する

の全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、本支援の対象であること。

- ・ 中小企業及び大学等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、事業実施要綱の「(21)ウ(イ)個別接種促進のための支援」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。
- ・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「(21)ウ(イ)個別接種促進のための支援」②の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

別紙 2（都道府県向け）

中小企業及び大学等から都道府県への申請に係る対応について

○支援対象事業者

職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対して支援を行う。

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体（以下「中小企業等」という。）を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

○申請者

各都道府県に所在する中小企業及び大学等（中小企業等においては、複数の企業で構成した団体の事務局）

○支援の上限額

都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援（事業実施要綱の「(21)ウ(ア)大規模接種会場の設置等」において対象となる経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助

○申請に当たっての提出物

- ・ 申請に当たって、中小企業及び大学等に対して別紙実績報告書を示している。実績報告の内容確認について、現在、VRSの活用も踏まえた方法を検討中であり、詳細については追ってお示しする。
- ・ その他、対象経費等を報告する書類等については、都道府県で取り決めた上で、周知を行うこと。

○申請及び交付の時期

都道府県で取り決めた上で、周知を行うこと。

○その他補足

- ・ 本支援の対象は、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関が、中

小企業及び大学等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。

ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、

①外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している

②職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する

の全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、本支援の対象であること。

- 中小企業及び大学等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、事業実施要綱の「(21)ウ(イ)個別接種促進のための支援」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。
- 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「(21)ウ(イ)個別接種促進のための支援」②の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

〇〇〇都道府県知事 様

名称及び
代表者氏名

電話番号

住所

V-SYSの類似コード

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業において職域接種促進のための支援の対象（※）となる新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

（※）令和3年7月27日付け医政発0727第16号・健発0727第4号・薬生発0727第6号「「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に記載の(21)ウ(ウ)「職域接種促進のための支援」に該当し、また、(21)エ(ウ)「職域接種促進のための支援」において当該支援の対象外とされていない接種。

職域接種の期間	～
接種回数計	回
支援の上限額	円
対象経費の実支出額	円

（支援対象であるか確認するため、下記①②について該当する項目にレ点を記入してください。）

<p>①本実績報告にかかる職域接種は、以下の1、2のいずれかに該当します。</p> <p>1. 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施したもの</p> <p>又は、</p> <p>2. 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たしているもの</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②以下の1、2のいずれかに該当する職域接種のみ、上記の接種回数計に計上しています。</p> <p>1. 外部医療機関が中小企業及び大学等に出張して行った接種 （「大学附属病院内で実施。又は、大学の附属病院が当該大学内で実施」、「中小企業の社員及び大学の学生等が外部医療機関に出向いて実施」は含まれません。）</p> <p>又は、</p> <p>2. 商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生していて、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する場合における接種 （2に該当しない場合の「企業内診療所で実施」は含まれません。）</p>	<input type="checkbox"/>

上記が事実と相違ないことを証明する。

印